

市立函館病院栄養管理委員会要綱

(設 置)

第1条 患者の適切な栄養管理を実現するために「市立函館病院栄養管理委員会」(以下「栄養管理委員会」という。)を設置する。

(所 管 事 項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 栄養管理計画書に関する事。
- (2) 栄養指導に関する事。
- (3) 個々の患者の栄養サポートに関する事。
- (4) 食事計画及び、食事調査に関する事。
- (5) 施設並びに衛生に関する事。
- (6) その他の栄養管理に関する事。

(組 織)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、病院長が指名する。
- (2) 副委員長は、委員長が指名する。
- (3) 委員は、次に掲げる者を持ってあてる。
副院長、中央医療技術部栄養管理科長、栄養サポート委員会委員長、看護局長、事務局長、医事課長、管理栄養士、給食委託業者
- (4) 委員長は会務を総理する。
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 第2条第3号に関し、栄養サポート委員会を設置し、必要事項は別途定める。

(会 議)

第4条 委員会は毎月第4月曜日に開催し、必要に応じ委員長が召集する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見または説明させることができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、栄養管理科において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成20年2月5日改訂

平成20年4月24日改訂

平成22年4月15日改訂

平成22年10月21日改訂

平成25年1月23日改訂

平成25年7月31日改訂

平成27年4月27日改訂

市立函館病院栄養管理委員会名簿

平成 28 年 4 月

区 分	職 名	氏 名
委 員 長	副院長	丹 羽 潤
栄養サポート委員長	消化器外科主任医長	笠島 浩行
委 員	看護局長	益子 健
委 員	事務局長	秋 元 浩
委 員	医事課長	野 呂 昭 浩
委 員	栄養管理科	齋藤 康郎
委 員	栄養管理科	宮 路 梢
委 員	栄養管理科	藤田 佳子
委 員	栄養管理科	山川 久美子
委 員	委託給食業者	新岡 幸子
委 員	委託給食業者	赤石 正美